

## 神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商店街団体等のアーチ・アーケードを撤去し、メンテナンス費用の削減や、前向きな活動を行うための支援をすることで、県内のより多くの商店街が集客力強化へ向けた活動を行うことができる環境を整えることを目的として、商店街団体等の行うアーチ・アーケード撤去及び撤去後の集客力強化に向けた活動のために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「商店街団体等」の定義は、次に掲げるものをいう。ただし、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限る。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合
- (2) 前号に掲げる以外の法人化された商店街団体
- (3) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの
- (4) 地域商業の活性化に貢献し、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの
- (5) その他知事が認めるもの

### (補助対象施設)

第3条 補助の対象とする施設（以下「補助施設」という。）は、次に掲げるもので、撤去に係る調査、点検又は工事を行うものとする。

- (1) アーチ
- (2) アーケード

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおり区分する。

- (1) 補助施設の撤去に係る調査点検
- (2) 補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定及び周知

- (3) 補助施設の撤去工事
- (4) 補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表1及び別表2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、補助対象経費に別表1の補助率を乗じた額又は同表の補助上限額のいずれか少ない方の額の範囲内とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 当該補助事業に係る、県、国及び市町村の補助額の合計は、補助対象経費の総額を超えないものとする。

(申請書の提出期日等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金交付申請書（様式1-1）」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 「事業計画書（様式1-2）」
- (2) 「役員等指名一覧表（様式1-3）」
- (3) 知事が別に定める書類

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川警察

本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付条件等)

第9条 規則第5条の規定に基づく条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

ア 別表1に定める補助対象経費の区分（補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動を除く）ごとに配分された額について20%以内の変更をする場合

イ 別表2に定める補助対象経費の各費目に配分された経費について、経費の20%以内の変更をする場合

ウ 補助事業の内容の変更が軽微な場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 第4条第3号に規定する補助事業を実施した場合、原則として、その補助事業の完了した日の属する翌会計年度の終了までに、第4条第4号に規定する補助事業を実施し、完了しなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の通知)

第10条 知事は、補助金の交付を決定したときは、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金交付決定通知書（様式2）」により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、不交付の決定をしたときは、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金不交付決定通知書（様式3）」により、速やかに通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定に基づく申請の取下げできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日以内とする。

(補助事業の実施及び状況報告)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定の通知の後に、補助事業に着手しなければならない。なお、補助事業の着手は、補助対象経費に係る発注、契約、

登録、又は申込等の契約行為とする。

- 2 補助事業は、第7条第1項の規定に基づく交付申請を行った年度に着手し、補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業の完了とは別表3のとおりとする。
- 3 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

#### (変更の承認)

第13条 第9条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書(様式4)」を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項による変更承認の申請があったときは、その内容を審査し、第10条第1項の規定により通知した補助金額(以下「交付決定額」という。)の変更を伴わない承認をする場合は「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る補助事業変更承認通知書(様式5)」により通知し、交付決定額の変更を伴う承認をする場合は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式6)」により通知するものとする。ただし、交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

#### (中止・廃止の承認)

第14条 第9条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式7)」を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項による中止・廃止の承認の申請があったときは、承認をする場合は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金事業中止(廃止)承認及び交付決定取消通知書(様式8)」により通知するものとする。
- 3 第9条第4号の規定に基づく知事の指示を受けようとする場合は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金事業遅延等報告書(様式9)」を知事に提出するものとする。

#### (実績報告)

第15条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、第12条第2項に基づく補助事業が完了した日(前条の規定に基づく廃止の承認を受けた場合は、その日)から30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書(様式10-1)」(以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式 10-2）
  - (2) 知事が別に定める書類
- 2 知事は、前項による報告の内容が、その他規則及びこの要綱の定める内容を満たさない場合、又は第 7 条の規定に基づく申請の内容と著しく異なる場合については、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 第 1 項の実績報告について、補助事業を実施した年度の翌年度の 4 月 1 日から 10 日の間に実績報告書を提出する場合にあっては、事業の完了について、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る補助事業完了報告書（様式 11）」により、補助事業を実施した年度の 3 月末日までに、知事に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

- 第 16 条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第 13 条第 2 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 2 知事は、前項の規定により確定した額が、第 10 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により通知した交付決定額と相違する場合には、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金の額の確定通知書（様式 12）」により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、交付決定額を増額することはできないものとする。

#### （補助金の支払）

- 第 17 条 補助金は、前条第 1 項の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定したのち、精算交付するものとする。

#### （交付決定の取り消し等）

- 第 18 条 知事は、第 9 条第 2 号に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 10 条第 1 項又は第 14 条第 2 項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者等が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者等が、補助事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者等が、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (財産の管理及び処分)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、他の物件と交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託する（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書（様式13）」を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
  - 3 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

#### (書類の整備等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
  - 3 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

#### (補助後の効果検証)

- 第21条 補助事業者は、補助後の効果検証について、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金の効果検証報告書（様式14）」により、別表4のとおり知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業に係る効果の詳細な内容等について報

告を求めることができ、補助事業者は速やかに報告しなければならない。

(届出事項)

第 22 条 補助事業者等は、第 20 条第 2 項に規定する期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 事務所の移転又は商店街団体等の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 補助事業者等である商店街団体等が合併又は解散したとき。

(法令等の遵守)

第 23 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、補助事業の実施に係る関係者、又は補助事業の実施箇所及びその周辺で実施している、又は実施を予定している公共事業等の所管部署と十分に協議を行い、その指示に従わなければならない。

(調査)

第 24 条 知事は、第 20 条第 2 項に規定する期間内において、補助事業者の経理及び事業の運営並びに補助施設について、必要に応じて補助事業者等から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は随時徴することができる。

(細目)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象経費	補助上限額	補助率
補助施設の撤去に係る調査点検(a)	補助施設撤去のための調査・点検の委託に係る費用	(a)(b)合計で 300万円	補助対象 経費の 1/2以内 ※ただし、正 会員数が40 以下(申請年 の4月1日 現在)の商店 街団体等は、 2/3以内
補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動の計画定・周知(b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助施設撤去後に行う集客力強化に向けた活動の計画策定に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費(交通費含む。)</li> <li>計画策定のための会議費及び資料作成費</li> <li>活動の宣伝や周知に係る費用</li> </ul>		
補助施設の撤去工事	補助施設の撤去工事の委託に係る費用	500万円	
補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動	イベントの開催や商店街のイメージアップなど集客力強化に資する活動に係る費用(別表2のとおり)	250万円 うち、別表2 中「景品費 (名産品に 限る)」につ いては最大 10万円	

別表 2

(費目) 補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動に係る補助対象経費
専門家経費、出演料、賃金、広告宣伝費、借料、消耗品費、景品費(名産品に限る)、事務運搬費、商品開発費、委託費(施設整備関係費を除く)

別表 3

事業区分	補助事業の完了
補助施設の撤去に係る調査点検(a)	補助事業に関する全ての経費の支払
補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定・周知(b)	
補助施設の撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業に関する全ての経費の支払</li> <li>・商店街の歩行者通行量（実数）の測定</li> <li>・商店街会員並びに地域住民の満足度に係る効果測定</li> </ul>
補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動	※一度に複数の事業を申請した場合でも、歩行者通行量及び満足度に係る効果測定は、それぞれ事業ごとに行う必要はなく、まとめて1度でよいものとする。

別表 4

完了事業	「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金の効果検証報告書（様式 14）」の提出期限
補助施設の撤去に係る調査点検(a)	提出不要
補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定・周知(b)	
補助施設の撤去工事 ①「補助施設の撤去工事」の完了した年度内又は翌年度内に、やむを得ない事情から、「補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動」を実施できない場合	「補助施設の撤去工事」の完了した日の属する翌会計年度の終了後 20 日以内
補助施設の撤去工事 ②補助施設の撤去工事」の完了した年度内又は翌年度内に「補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動」が完了する場合	「補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動」完了した日の属する翌会計年度の終了後 20 日以内
補助施設撤去後の集客力強化に向けた活動	